

業務管理体制の整備に係る届出について

介護保険法第 115 条の 32 の規定により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられています。

※ 届出は、事業所単位ではなく、**事業者（法人）単位**で行います。

【介護保険法】

(業務管理体制の整備等)

第 115 条の 32

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第 74 条第 6 項、第 78 条の 4 第 8 項、第 81 条第 6 項、第 88 条第 6 項、第 97 条第 7 項、第 111 条第 7 項、第 115 条の 4 第 6 項、第 115 条の 14 第 8 項又は第 115 条の 24 第 6 項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。（後略）

1 事業者が整備する業務管理体制（介護保険法施行規則第 140 条の 39）

整備すべき内容は、指定・許可を受けている事業所数により異なります。

事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
業務管理体制の整備 内容	なし	なし	業務執行の状況の監査
	なし	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任

- ・ 事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに 1 事業所と数えます。
- ・ 同一の事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は、別事業所として数えます。
- ・ 同一の事業所が、「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防認知症対応型共同生活介護」の指定を併せて受けている場合は「2 事業所」と数えます。
- ・ みなし事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）は数に含みません。
- ・ 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

2 業務管理体制の整備に関する事項の届出（介護保険法施行規則第 140 条の 40）

	届出事項	対象となる介護サービス事業者
1	事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	すべての事業者
2	「法令遵守責任者」の氏名及び生年月日	すべての事業者
3	「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
4	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

3 業務管理体制に係る届出書の届出先

(1) 届出事項

	区 分	届出先
1	指定事業所が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2	指定事業所が 2 以上の都道府県に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事
3	指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
4	指定事業所等が同一中核市内にのみ所在する事業者（※）	中核市の長
5	地域密着型サービス（予防を含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
6	上記以外の事業者	都道府県知事

(2) 留意事項

ア 法令遵守責任者の選任について

- ・ 何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者の選任が想定されます。
- ・ 法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保できる方を選任してください。
- ・ 法人の代表者自身が法令遵守責任者になることを妨げるものではありません。

イ 法令遵守規程について

- ・ 法令遵守規程には、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。

- ・ 必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したものでも構いません。

ウ 業務執行状況の監査について

- ・ 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、すでに各法の規定に基づき、その監事又は監査役が介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。
- ・ 監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。
- ・ 定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査を組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

4 業務管理体制の届出について

(1) 業務管理体制の整備に関する届出

介護サービス事業者が事業を行うに当たり、上記1～3のとおり、業務管理体制について届け出てください。

業務管理体制については、令和5年3月28日から、電子申請が可能になりました。電子で届け出る際は下記URLから申請ができます。

【業務管理体制の整備に関する届出システム】

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

なお、厚生労働省や都道府県に届出を行う場合の届出様式等については、それぞれの行政機関にお問い合わせください。

【厚生労働省の業務管理体制の整備についてのホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

(2) 届出事項に変更があった場合

既に届出を済ませた事業者であっても、(1)で届け出た事項に変更があった場合は、業務管理体制に係る変更届が必要となります。届出は、変更が生じた時点で提出してください。

(3) 届出先区分に変更が生じた場合

事業所の指定等により、届出先区分に変更が生じた場合には、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。